

# 琥白謙作「御婚家御衣裳下絵」についての考察

與那嶺 一子

A study of “Preliminary sketch of wedding clothes” drawn by Sho Jiken

Ichiko YONAMINE

沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要 第11号別刷

2018年3月30日

Reprinted from the

Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.11

March, 2018

## 瓏自謙作「御婚家御衣裳下絵」についての考察

與那嶺一子<sup>1)</sup>

A study of "Preliminary sketch of wedding clothes" drawn by Sho Jiken

Ichiko YONAMINE

### I はじめに

琉球王国時代、貝摺奉行所に属していた絵師瓏自謙が、1689年、王女の婚家衣裳の下絵を描いている。この下絵について、これまで多くの研究者が「紅型」と解釈し、紅型の発生と展開を論ずる際に引用されてきた<sup>註4,9,10,11,12</sup>。しかし、王家における大礼時に王妃、王子婦人達は紅型を着用しないことから、「御婚家御衣裳」は紅型以外の可能性も考えられ、史料や絵画、現存する染織品から、瓏自謙はどのような染織品の下絵を描いたのか、を考察してみた。

### II 瓏自謙について

絵師瓏自謙とはどのような人物だったのか、幸いなことに、彼の父親古波蔵傳満を一世とする「新參シヨ姓家譜」が残っており、そこから彼の経歴と功績の概要を述べる<sup>註1</sup>。

#### (1) 瓏自謙について

瓏自謙は、古波蔵筑親雲上传満の長男として順治15(1658)に生まれる。和名は唯莫(いばく)、後に名を伝莫と改める。

彼は康熙11(1678)年に20歳で絵師となる。康熙22(1683)年、王命により絵を学ぶために王舅毛氏池城親方安憲に従い閩に入り、翌年、王調鼎、謝天游、孫億らに師事し、康熙26(1687)年28歳で帰国。その翌年には絵師主取となり、康熙28(1689)年「国場王主、御婚家の御衣裳の下絵」を描き褒賞される。その後、数々の功績により、康熙34(1695)年西原間切石嶺の地頭に任じられ、石

嶺を名乗る。康熙36(1697)年に円覚寺仏殿の絵(普庵禅師図板絵)(写真1)を描き、裏に石嶺親雲上唯莫とある<sup>註2</sup>ことから、伝莫と改めるのは、この後のことになる。歿年は康熙43(1704)年、満年齢で46歳になる。



写真1 普庵禅師図板絵(沖縄県立芸術大学蔵)

#### (2) 瓏自謙の作品及び「御婚家御衣裳」の制作

瓏自謙がどのような絵を描いたのか、現存する作品は今のところ見つからない。唯一、鎌倉芳太郎が撮影した作品が円覚寺仏殿の板戸に描かれた「普庵禅師図板絵」<sup>註2</sup>である。それも戦災によって焼失した。では、殆ど作品が残っていないかなで、我々は何を根拠に彼の作風を考察しているのだろうか。彼が中国で学んだ孫億の作品(写真2)や画法を伝えた呉師虔(山口宗季)の作品(写真3)には

<sup>1)</sup> 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa, 900-0006 Japan

牡丹や鳥を描く作品が残っており、それらから彼が学んだ花鳥画の画風が類推されている。

家譜によると、康熙28年12月、瓏自謙は国場翁主の御婚家に際し御衣裳下絵を描き、米一斛、塩二俵、炭一俵を褒賞として拝領している<sup>註3</sup>。翁主とは王女の称号である。

国場翁主は尚純公（1660～1707）の長女（1691生）であるが、年齢的に整合性がとれず、鎌倉は王の妹ではなかと考察しており、詳細は明らかではない<sup>註4</sup>。



写真2 孫億「花鳥図」（沖縄県立博物館・美術館蔵）



写真3 呉師虔「花鳥図」  
（複製品／原資料：大和文華館蔵）

瓏自謙が頂戴した「米一斛、塩二俵、炭一俵」は、これ以前、これ以後彼が得た褒賞と比べて破格という訳ではない。「花形画」を描いた際には「米五斛」を拝領しており、米や塩以外に褒賞品には上布、白麻布や扇子などもあり、破格の扱いは、首里大中村に屋敷を賜ったことである。これらのことから尚純公に重用されていた様子がうかがわれる。

### III 「御婚家御衣裳下絵」についての先行研究

「御婚家御衣裳」という記述には二つの事実がある。一つは、この衣裳は絵師の下絵を必要とし、その後の工程を経て作品に完成するという。もう一点は王族の御婚家の衣裳ということである。では、何の下絵だったのか、また王家の婚家衣裳とはどのようなものだったか。これまで、どのような考察がなされてきたかを整理してみた。

#### (1) 鎌倉芳太郎の考察

鎌倉は財団法人啓明会の助成を受けた琉球芸術調査（伊東忠太と共同）で1924年来沖し、首里の尚侯爵邸（中城御殿）で、所蔵品の撮影をしている<sup>註5</sup>。そのなかに、現在は戦禍により失われてしまった染織品と紅型模様図案（11件）がある<sup>註6</sup>。これらは紅型下絵として描かれたもので、その内、衣裳寸法に紙を貼り合わせ、図案を線描きした後、その部分に彩色を施したものが4件あり、黄色地のものは王妃着用の衣料図案と伝えられていたと鎌倉は述べている<sup>註7</sup>（写真4・5）。



写真4 黄色地紅型模様図案（牡丹尾長鳥，流水に菖蒲）（表）（鎌倉芳太郎撮影／沖縄県立芸術大学蔵）



写真5 黄色地牡丹尾長鳥流水菖蒲文様紅型縮緬袷衣裳（那覇市蔵）

写真一覧の紅型図案タイトルに鎌倉は「貝摺奉行所絵師筆」と書き添えており<sup>註8</sup>、紅型の図案作成に絵師が関わっていることを確信し<sup>註7</sup>、樋自謙が御婚家御衣裳として描いた下絵は紅型衣裳のためのものと判断している<sup>註4</sup>。

## (2) その他の考察

沖縄県立博物館で学芸員として紅型を研究していた渡名喜明は1980年、株式会社京都書院から発行された『染織の美 第6号』で紅型について論考を寄せており、そこに掲載されている紅型関係略年譜に「一六八九年 石嶺伝莫、王女の婚礼衣裳下絵書のために報償される」<sup>註9</sup>と記している。詳細は解説されていないが、樋自謙が描いた下絵が紅型に関連すると暗に示唆しているように思える。

渡名喜の後任として歴史と美術工芸を担当した上江洲敏夫は、1983年に熊本県立美術館で開催した「沖縄の美—風土と美術工芸—」展の図録で、鎌倉の撮影した紅型衣裳の下絵の存在に触れ、樋自謙の下絵は紅型衣裳の可能性が強く、紅型を示す確かな文献記録として注目すべきと述べている<sup>註10</sup>。

1983～1991年にかけて沖縄県立博物館で絵画、彫刻、陶芸等を担当していた津波古聡は、紅型の図案作成に誰が関わったかについて、沖縄県教育委員会が1993（平成5）～1996（平成8）年度に実施した沖縄の染織品調査の報告書（1997年）で、下絵は紅型との見解があることを述べており、この論拠もまた鎌倉の撮影した「紅型模様図案」であり、

写真にある模様図案の製作者についての詳細は不明としている<sup>註11</sup>。

筆者もまた、沖縄県立博物館での最初に仕事になる「紅型と型紙展」（1985年）の図録にて、絵師が紅型の模様図案を製作するという分業の可能性に触れ、樋自謙の下絵の件を引用している<sup>註12</sup>。

## (3) 紅型下絵説への疑問

前述したように、鎌倉が撮影した紅型図案と類似作例により、樋自謙が描いた「御婚家御衣裳の下絵」は紅型のことだと、筆者も含め多くが答えとしたが、果たして、そうなのだろうか。そのような疑問を持ったのは、紅型の他にも、下絵を元に製作される琉球王国の染織が存在していたからである。

下絵（図案）を必要とする染織品は下記のとおりであり、それぞれ作例或いは記録が残っている。

- ①染物（紅型）：模様図案 → 型紙 → 染色
- ②織物（緋など）：絵図 → 糸染め → 整織
- ③繡（刺繡）：下絵 → 布に線描き → 刺繡
- ④絞り：下絵 → 布に線描き → 絞り

紅型は基本的に模様を彫った型紙を用いて布帛に糊防染し、彩色の後に糊を落として完成する技法である。一枚の型紙を繰り返すものもあれば、複数枚を使用する作例もある。その下絵（図案）の作成に絵師が関わっていたことは、これまで述べてきたとおりである。紅型の依頼は納殿を通じて紅型を染める紺屋に発注されていたが<sup>註13</sup>、貝摺奉行所と納殿の関わり方は明らかではない。

緋織物には御絵図と呼ばれる図案があり<sup>註14</sup>、御用布を久米島、宮古、八重山で織らせるために作成された。御絵図は555枚残っており、御絵図をもとに織られた類似作例（写真6）、調文など御用布の

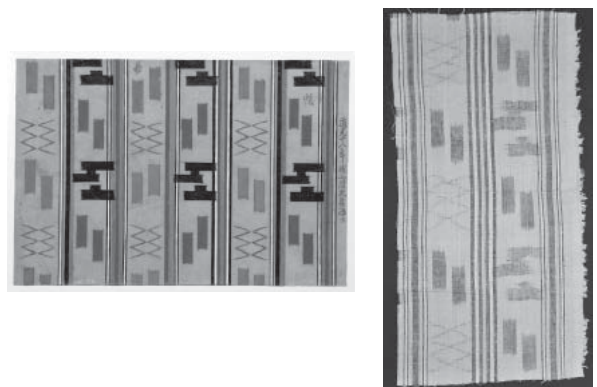


写真6 御絵図（左）と類似作例（沖縄県立博物館・美術館蔵）

注文書（手形）や公事帳など御絵図に関する文献も多く残る。御絵図は納殿の絵師が描いたとの説もあるが、その部署に絵師は所属しておらず、紅型同様に貝摺奉行所の絵師がどのように関わったかは不明である。

繡は神衣裳に作例が残る。伊平屋の阿母加那志、阿応理屋恵、久米島の比屋定の神衣裳や、堂の比屋家に代々伝わる繡衣裳があり<sup>註15</sup>、裏に糸の渡らない技法が主であること、墨の線描きの後に繡が施されている点が共通している（写真7）。

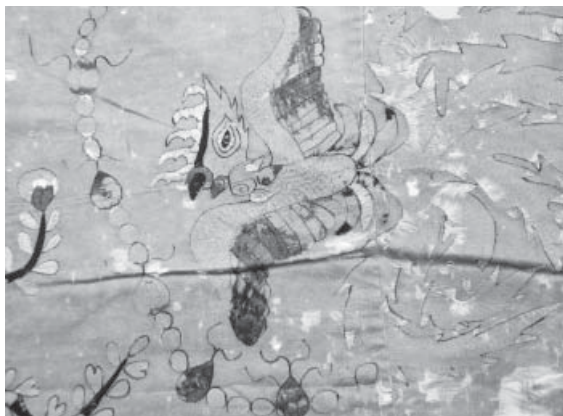


写真7 伊平屋阿母加那志の繡衣裳部分（伊是名村教育委員会蔵）

前項で述べた鎌倉が撮影した尚侯爵家の所蔵品には国王着用足袋とその下絵もあり<sup>註16</sup>（写真8・9）、繡には紙に表す下絵、布の線描きが必要であり、そこに絵心のある者が関わっていたことは想像に難くない。



写真8 国王着用足袋（鎌倉芳太郎撮影／沖縄県立芸術大学蔵）



写真9 国王着用足袋刺繡下絵（鎌倉芳太郎撮影／沖縄県立芸術大学蔵）

神衣裳には絞り染の作例もある<sup>註17</sup>。舶載された染織品との見解もあるが、琉球製だと仮定した場合、繡同様に絵に明るい者が図案を描いた可能性は否定できない。ただ、作例は1点であり、図案や注文に関わる文献なども残っておらず、これ以上の追求は難しい。

#### IV 琉球王国時代における婚礼衣裳について

嘘自謙が下絵を描いたのは王女の「御婚家衣裳」であり、琉球王国時代における婚礼衣裳がどのようなものだったのかを考えてみる必要がある。

1928（昭和3）年、渡口政興がまとめた「那覇の婚姻風俗」<sup>註18</sup>に、近世の那覇士族の花嫁が婚家に向かう際の衣裳が記されている。それによると、夏には、紅型の胴衣に黒いカカン（裙のこと）を身に着け、黒朝衣で頭を覆うとある（写真10）。婚礼儀式が終わり、黒朝衣を紅型のタナシに替えて打ち掛けている。

八重山の士族は、宮城文の『八重山生活誌』<sup>註19</sup>（1972（昭和47）年）によると、紅のスデイイナとピダフンカカン（裙）を対で身に着け、黒のチョーキン（黒朝衣のこと）を表衣としたとある。

これらの婚礼衣裳は、那覇や八重山の士族のことである。『那覇市史 資料篇 那覇の民俗』（1979（昭和54）年）<sup>註20</sup>にあるように、琉球王国時代には階級によって身に着けるものに違いがあった。王家の婚礼衣裳は、『那覇市史 資料篇 那覇の民俗』に



写真10 比嘉華山作「琉球風俗画帖」より「結婚式嫁入」

王子階級の婚礼装束が記載されている。花嫁は胴衣(白)と白と黒のカカンを二枚重ねて身に着け、オーバサー(緑の袍)を打掛け、頭には黒朝衣ではなく、スーフアサージを被ったとあり<sup>註20</sup>、紅型や緋織物を身に着けた様子うかがわれない。

1711年に編集された琉球古語辞典『混効験集』の乾巻、衣服の部の「あしやげこむね」は大人の婚礼時に着するとあり、婚礼時に夫人が被るものを「しゆはあ」と記している<sup>註21</sup>。「あしやげこむね」は尚豊19(1639)年に定められた婦人の大礼時の衣服のことである(『球陽』)<sup>註22</sup>。作例は残っていない



写真11 あしやげこむね(鎌倉芳太郎撮影/沖縄県立芸術大学蔵)

が、鎌倉が尚侯爵邸で「あしやげこむね」「王妃手帕」を撮影している(写真11)。また、それを着つけた1939(昭和14)年の写真<sup>註23</sup>(写真12)もあり、『混効験集』にある「あしやげこむね」は繡を施した染織品であり、紅型ではないことがわかる。『球陽』、『混効験集』の記述から17世紀～18世紀の王家における婚礼衣裳は繡であることは明らかで、琥自謙の「御婚家御衣裳下絵」も繡であった可能性が高い。

鎌倉が戦前、尚侯爵邸で撮影した染織品には繡の作例と図案(写真8・9)があり、王府の小細工奉行所で繡の作業が行われていたことも記されている<sup>註24</sup>。



写真12 王家の婚礼装束再現写真(昭和14年)



写真13 王子按司婦人大礼服並通常服(東京国立博物館蔵)

## V まとめ（下絵は紅型だったのだろうか？）

琉球王国時代、下絵を必要とした染織品は、紅型、緋織物、繡、絞りなどあるが、王家の御婚家衣裳という点から考えていくと、繡による「あしやげこむね」であったことは明らかである。

近世から近代にかけて王家の大礼衣裳は緋子、繡珍、繡衣裳であり、紅型や緋織物は通常の儀礼の際に身に着けるものであった（写真13）。

紅型以前の模様染めに描き絵、孔版型の浦添型（蒟蒻型）がある。描き絵は近代まで、神衣裳や芸能衣裳にみられる。浦添型は紙型の上から色材を直接染める方法で、これも神衣裳にみられると伝わる<sup>註25</sup>。御婚家御衣裳が描き絵であったなら、直接布帛に瓏自謙が描いたと考えられ、わざわざ下絵を描く必要はないと思われる。鎌倉が撮影した「あしやげこむね」が繡であることから、浦添型も、紅型と同様に御婚家御衣裳ではなかったと判断した。

15世紀頃の記録によると国王は神女に、簪、勾玉、衣裳を贈っており<sup>註26</sup>、その当時のものと思われる

大袖衣に繡によるものが多くある。19世紀、王国の崩壊で、その技法は途絶えたが、15世紀から19世紀にかけて小細工奉行所のなかでその技法は連続と続いていた。17世紀、瓏自謙が御婚衣裳を描いた当時、王家の大礼時等の儀礼では緋子が主流であった。しかし、琉球では緋子や繡珍を織る技法は伝わっておらず、それを模倣する意味で繡技法が導入されたのではないだろうか。新模様の衣裳を得るには繡でなくてはならなかったのである。瓏自謙は新しい図柄の御婚家衣裳を国場翁主のために描いたのではないか、そして、御婚家御衣裳の下絵は、紙に描いた繡衣裳の図案あるいは繡のために布に直接描くものであったと考えられる。

17世紀頃から「形附」の名で紅型らしき衣裳の存在が史料のなかで明らかになっていくが、当時、それは繡に代わる新たな様様表現技法として登場したのではないかと思われる。

本稿をまとめるにあたり、多くの皆様にご協力いただいたことを記してお礼申し上げます。

### ・脚注

#### 註1

「新参瓏姓家譜」は石嶺家が所蔵しており、石嶺家のご厚意により沖縄県立博物館・美術館にその複写本がある。以下はそれから概要を整理したものである。

順治15（1658）～康熙43（1704）

和名：伝莫（唯莫改め）

唐名：瓏自謙

父：古波蔵筑登之親雲上 母：無系真牛

妻：平氏前の当間重実の娘真大金

子：6人（3男3女）

\*次男は平氏山川李快へ養子

三男は隆氏嘉数基休へ養子

順治15（1658） 10月18日生まれ 童名：真徳

康熙11（1673） 元服（カタカシラを結う）

康熙17（1678） 絵師となる

康熙22（1683） 王命により絵を学ぶために王舅毛氏池城親方安憲に従いビンに入る副使林爺に贈呈するための屏風一双を描く。

康熙23（1684） 王調鼎、謝天游、孫億らに師事

康熙26（1687） 帰国する。

王命により墨絵の山水、中彩色の山水二枚を描く。

康熙27（1688） 王命により御茶屋能仁堂の壁に絵を描く

黄冠を許される

絵師主取となる

康熙28（1689） 「花形画」を描き、中城王子尚純公より褒賞される

国場王主、御婚家の御衣裳の下絵を書き、褒賞される

康熙30（1691） 御書院御座に絵を描き、褒賞される

康熙31（1692） 円覚寺にて先王の御後絵への彩色と、御照堂の絵を描き、褒賞される

王命により先王九御所の御後絵を写す（修理か）

康熙32（1693） 「御鷹之形」を描いて尚純公より褒賞される

「御鷹之家」、「御厩」の絵を描き  
尚純公より褒賞される  
大美御殿で「首包の絵」を描き褒  
賞される

康熙33 (1694) 王世孫佐敷王子尚益より扇子、白  
麻を賜う。

王命により首里に居を移す。王府  
より大中村に屋敷を賜う。

「御本尊」の絵を描いて尚益公よ  
り褒賞される

康熙34 (1695) 「御鷹之形」を描き尚純公より褒  
賞される

西原間切石嶺の地頭に任じられる

康熙36 (1697) 円覚寺仏殿の絵を描く → 「普  
庵禪師図板絵」

康熙37 (1698) 福州布政司へ贈る金屏風一双に松  
竹菊花山水を彩色砂子で描いた

康熙43 (1704) 歿する

#### 註2

P201 鎌倉「第3部 琉球絵画の系譜」『沖繩文  
化の遺宝』(解説編) 岩波書店 1982年

普庵禪師図板絵(写真編 図版364 / P273)(在銘)  
縦71.3cm 横30.3cm 首里市 円覚寺仏殿

円覚寺仏殿須弥壇背面の中央にこの板絵が懸けて  
あった。その背面に左の墨書銘が記されていた。

時大清康熙三十六年丁丑仲夏下旬

現住当山伝法沙門智休蘭田曳造焉

画工 石嶺親雲上唯莫

#### 註3

本年十二月 国場翁主将御婚嫁御衣裳下絵(書)

之為褒賞米壹斛塩貳俵炭壹俵拝領也

※本年は康熙二十八年

#### 註4

P200 鎌倉「第3部 琉球絵画の系譜」『沖繩文  
化の遺宝』1982年

同年国場翁主の婚嫁のための衣裳下絵を画き、褒賞  
の品を拝領した。国場翁主というのは、『王代記』  
によると尚純公の長女になっているが、生年月日か  
ら見てこの人ではなく、或いは公の妹に当たる松堂

翁主あたりの年齢の王族女性と思われる。この場合、  
正式には納殿所属の紺屋主取から貝摺奉行所に申出  
があり、それを絵師主取の伝莫が引き受けた次第で  
あろうが、実際には尚純公あたりから直接申しつけ  
られたようにも思われる。この婚礼のための衣裳図  
案は、これによって型紙を作り紅型として染める工  
程のもので、戦前首里尚侯爵家にはこれに相当する  
古い時代の衣裳図案を伝えていた。同家にはまた王妃  
及び王女等着用の衣裳図案も大切に保存されてい  
た。

#### 註5

P144 沖縄県立博物館・美術館 美術館企画展『麗  
しき琉球の記憶—鎌倉芳太郎が発見した美—』(株)沖  
縄文化の杜 2014年

#### 註6

P274-277(図版4件)、P354-358(図版7件)  
鎌倉『沖縄文化の遺宝』(写真編) 岩波書店1982年

#### 註7

P201-202 鎌倉「第3部 琉球絵画の系譜」『沖繩  
文化の遺宝』(解説編) 岩波文庫1982年

尚王家御内原(大奥)には、王妃着用の黄色地紅型  
の衣料図案が三領伝えられていた。これは上質の楮  
紙を衣料の寸法に貼り合わせ、図案の花鳥絵を線描  
きした後、その部分の要所要所に彩色を施したも  
ので、その彩色は本画の岩絵具を用いたものであった。

—略—

しかし、その後の研究において、ここに表現せられ  
ている花鳥絵の様式が、福州の画家孫億の風を伝え  
ていることに気がつき、—略— この衣裳図案の製  
作年代は、尚敬王(一七一三—一七五一)の時代、  
若しくはそれ以前にまで遡るのではなかろうかと考  
えるに至った。

—略—

この孫億の画風を琉球に最初に伝えたのは嘘自謙  
で、その花鳥画の遺作は伝わらないが、その画風を  
想像してみると —略— 孫億筆「牡丹尾長鳥図」  
と相似た作風のものと思われる。



註8

P vii (右)、P vi (左) 鎌倉『沖縄文化の遺宝』(写真編) 岩波文庫 1982年

367 黄色地紅型模様図案(牡丹尾長鳥, 流水に菖蒲)(裏)(貝摺奉行所絵師筆, 首里 尚侯爵家蔵)

368 黄色地紅型模様図案(牡丹尾長鳥, 流水に菖蒲)(表)(同上)

註9

P 54 渡名喜「概説 紅型」『染織の美 第6号』(株)京都書院 昭和55年(1980年)

紅型関係略年譜

—略—

一六八九年 石嶺伝莫、王女の婚礼衣裳下絵書のために報償される。

註10

P 106下段 上江洲「沖縄の工芸」『沖縄の美—風土と美術工芸—』熊本県立美術館 1983(昭和58)年

これより先、福州で孫億等に師事した石嶺伝莫(琥自謙)の家譜に、王女の国場翁主の婚礼衣裳の下絵を描く(一六八九年)というのがある。紅型衣裳の下絵の存在は確認されているので、当該記事が紅型衣裳の下絵である可能性は強く、確かな文献記録としても古いので注目すべきである。

註11

P10 津波古「紅型について 誰が下絵を描いたか」『沖縄の染織(I) 染織品編』沖縄県教育委員会 平成9年(1997年)

現在、紅型の図案の製作には絵師等が関係したといわれている。その唯一の事例として1689年(康熙28)に絵師・琥自謙(石嶺伝莫)が王女・国場翁主の婚礼衣裳の下絵を描き報償を賜うという記録がある。この下絵がどのようなものか詳細は不明であるが、紅型衣裳の下絵との見方が強い。紅型衣裳の下絵は現存しないが、鎌倉芳太郎が対象の終わりから昭和の始めにかけて調査した際、中城御殿にあった衣裳の下絵(『沖縄文化の遺宝(写真)』、P 274~277)をみると国場翁主の衣裳下絵が想像できよう。

註12

P 56 與那嶺「紅型の歴史」『紅型衣裳と型紙』沖縄県立博物館 昭和60年

また、17世紀後期には、王府おかかえの絵師、琥自謙・石嶺親雲上传莫が、国場翁主の結婚衣裳の下絵を描いたという記録があることから、絵師が紅型の下絵を描くという分業の可能性も考えられてくる。

註13

●納殿より知念筑登之親雲上宛の発注書(沖縄県立博物館・美術館所蔵品 No.18189)

\*お召御用として、白細上布と京晒布への染色(美形)を納殿から依頼

●澤岬家旧蔵の納殿発注仕分帳(沖縄県立博物館・美術館所蔵品 No.18191)

\*納殿からの注文を記録した仕分帳

註14

與那嶺「染織資料IV—御絵図—」『沖縄県立博物館・美術館紀要第3号』沖縄県立博物館・美術館 2010年

註15

P 243 與那嶺「第七章 ノロの衣裳と祭具」『ノロ—沖縄県北中城村「島袋のろ」殿内資料を通して—』北中城村教育委員会 2017年

註16

P339『沖縄文化の遺宝』岩波文庫 1982年

註17

P 33-38 橋本千栄子、植木ちかこ「琉球にのこる染と繡」『国際服飾学会No.3』国際服飾学会 1986年

註18

渡口政興「那覇の婚姻風俗」『南島研究 第三輯：琉球婚姻風俗號』南島研究會 昭和3年(1928年) 往の服装

夏は白襦袢、単衣、麻地の紅型の胴衣の順序に着て黒カカン(掛裳?)を着け白足袋をはく。冬ならば

単衣の代りに袷、麻地の紅型の胴衣の代りにテジマと称するはでな模様のある紬地の袷の胴衣を着る。  
—略— そして頭の上には黒朝衣をかづき・・・。  
—略— 儀式が終わると夏ならばタナシと謂って紅型の麻地の袷（うちかけ）を着け、冬ならばワタヂンと謂って樺色や黄色等のはでな模様の絹の袷を着る。

#### 註19

P96-97宮城文「第二編 衣」『八重山生活誌』1972（昭和47）年

#### （二）花嫁及び媒酌人の服装

- ・胴衣（ドジン）、白袴を肌着として着ける。
- ・ピダフンカカン（ひだのある袴）を袴の上に重ねて穿く。
- ・白胴衣の上に紅のスティナを重ねる。
- ・チョーキン（朝衣）＝黒のチョーキンを表衣としてスティナの上に重ねてつける。（朝衣の縫い方は男の朝衣に同じ。）

#### 註20

P582「(十九) 花嫁装束」『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』那覇市企画部市史編集室1979（昭和54）年（この項は里見朝慶氏の「首里の民俗」を参看した）

一、王子階級の花嫁装束は、下着にカカン（下裳）を二枚（白と黒）を重ねてはき、上着は白のドウジン（胴衣）をつけた。頭は黄赤の色紙を頭髪の上のせてスーファサージというのをかぶり、その上からオーバサー（緑の袍）をかぶった。スーファサージというのは、王族の花嫁のかぶりもので、赤紫地または黄地に鴛鴦の親鳥が数羽の雛をひきつれている模様が浮織にされている絹物で縦一尺五寸横四尺くらい、両端に五寸くらいの房飾りがついている。『沖繩文化史辞典』

二、按司以下上士以上の花嫁はスーファサージはかぶらずに黒朝（クルチョー）を頭からかぶった。

三、中士以下は黒カカンを重ねずに、白の下裳（カカン）をつけて黒朝をかぶった。

四、平民は黒朝（クルチョー）などのかぶりものは禁じられ、花嫁も普段の晴着をつけた。

クルチョーのかぶりものは婚家に入って式をする

時にはとって顔を見せて式に臨んだ。

また、挙式後はビンガタのはなやかな上衣（夏はタナシ、冬はワタジン）に着替えてお色直しをした。

#### 註21

P62-63 外間守善『混効験集 校本と研究』株式会社角川書店 1970（昭和45）年  
あしやげこむね 緞子などに五色の繡有之大人御婚禮の時着給ふ衣也

しゆはあ 手帕と書歟 大人御婚禮之時夫人夫の所へ嫁する時かみに被る巾なり

#### 註22

『球陽 読み下し編』（沖繩文化史料集成5 球陽研究会編）角川書店 1974年

尚豊19 始めて百官及び婦女の服を定む王、殿に坐するの時・・・

女服の如き者に、阿志阿計古毛子（緞綢の類を以て、制して此の服を為る。而して装するに耐子有り。乃ち大礼の時の女服なり）、繞裙（亦緞綢を以て製を為し、而して婚礼の時、黒裙の上に着する衣なり）、大青衣・白衣・大ドウ衣、大裙あり（此の裙に二有り。黒裙は、腰より裔に至るまで皆、摺襖有り、出外の時之を穿つ）。

#### 註23

「沖繩日報」昭和14年5月3日（水曜日）

ミス・オキナワ 観光映画で琉球の舞ひ

観光沖繩を映画で紹介しやうと去月十五日大阪商船の□□で来縣した日活科學映画研究所のカメラマン一行は観光映画の“龍宮篇”には海底の珊瑚礁、群れ遊ぶ熱帯魚の千姿萬態の中に首里城正殿を龍宮城に再現させ乙姫さまには沖繩一の麗人をとかねて物色中であつたが、未婚 フレッシュな感じを與へ南國的情熱のひそむ明眸の持ち主で理知的な輝きを持つ明朗な麗人といふ選抜条件を見事パスして龍宮城のヒロインとして選ばれた乙姫さまは山形屋店員喜納ヤスさん（二一）我那覇照子さん（一七）上江洲フミさん（二〇）の三女性でいよいよよけふから首里城正殿、識名園を背景として尚順男の衣裳着付に依りクランク開始。カメラに収まる事になった。

註24

P vii (左) 鎌倉『沖縄文化の遺宝』(写真編) 岩波書店1982年

460 王妃手帕(橙紅色魚文段地に竜、麒麟、鳳凰、鴛鴦、宝珠、火、華文を五彩の色糸で刺繍、小細工奉行所製)

註25

P1-2 鎌倉「古琉球型紙」『古琉球型紙 全五冊』株式会社京都書院 1964(昭和39)年

浦添型は、首里の北方浦添村の城間、屋富祖、宮城、仲西、勢理客の地方にのみ限って、紺地、緑色地、水色地に地染した木棉または上布に、黒、白、灰、淡青等の色を摺り込んだ衣服を、五十歳以上の婦人の礼装として、神事その他の場合に着用している。—略— 神事に関する古式の衣服として永く伝承して来たという。

註26

P 225 「雍正四年丙午四月 伊平屋島旧紀集帳」『伊是名村史 中巻(島の古文書)』伊是名村 1988年

尚円様ヨリ御賜候御道具余多有之候処 —略— 不慮ニ火事之時焼失為申由御坐候今ニ残而御所持之品左ニ記

- 一 金之御髮差壺両め卅壺刃と銘書有之
- 一 玉かはら壺連
- 一 金之耳盃壺両目拾壺刃
- 一 沈金之御菓子盆式
- 一 志ゆはみさし壺
- 一 御衣壺領

\*御衣について『伊平屋島旧記集』(1726年)では「五色の糸もて織付あり」と記し『女官御双紙』(1706年)では「五色の糸もて織(縫)付あり」と解釈され、模様のある緞子か繡か判断が分かれる。阿母加那志の遺品を継承していた名嘉家に残っていたのは黄色地繡衣裳である(現在は伊是名村教育委員会蔵)